

お客さまとともに
南海グループ

2023年度 運輸安全報告書



徳島バス株式会社

目次

1.	輸送の安全に関する基本方針	P. 3
2.	輸送の安全に関する目標	P. 4
3.	徳バス安全スローガン123	P. 4
4.	2022年度月間目標	P. 5
5.	自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計 (総件数および類型別の事故件数)	P. 5
6.	輸送の安全に関する重点施策	P. 6
7.	輸送の安全に関する組織体制	P. 7
8.	輸送の安全に関する実績	P. 8～11
9.	輸送の安全に関する内部監査	P. 11～12
10.	輸送の安全に関する計画	P. 13～16
11.	安全管理規程・安全統括管理者	P. 16～20
12.	事故、災害等に関する報告連絡体制	P. 21

1. 輸送の安全に関する基本方針

1. 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
2. 安全統括管理者は、運行管理者・整備管理者を統括し、輸送の安全を確保する仕組みを構築・維持し、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan・Do・Check・Act)を確実に実施し、輸送の安全性を向上させる役割を果たします。
3. 輸送の安全に関する費用支出及び投資を、積極的且つ効率的に行うよう努めます。
4. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置、または予防措置を講じます。
5. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達し、共有します。
6. 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施します。
7. 当社グループ各社が密接に協力し、一丸となって安全性の向上に努めます。
8. 管理の受委託等、当社業務を委託する場合にあつては、委託事業者の輸送の安全を阻害するような行為はいたしません。また、可能な範囲において、委託事業者の輸送の安全性の向上に寄与するよう努めます。
9. 輸送の安全に関する情報については積極的に公表します。

2. 輸送の安全に関する目標

徳島バス安全目標

安全・安心・快適なバス輸送に努めます

2023年度目標

1. ゼロ目標(重大事故ゼロ・踏切事故ゼロ)
2. 削減目標(有責事故10%減・静止物事故20%減)

3. 徳バス安全スローガン123

◆運転に関するスローガンを設定しました。重点施策と併せて事故防止に努めます。

速度を①割落とそう

車間を②倍開けよう

動作は③秒遅らせよう

4. 2022年度月間目標

2022.4月	危険予測を徹底しよう！	2022.10月	交通ルールを遵守しよう！
2022.5月	確認不足による事故を無くそう！	2022.11月	漫然運転を無くそう！
2022.6月	注意力を高めよう！	2022.12月	体調管理に留意しよう！
2022.7月	車内事故を無くそう！	2023.1月	安全運転を徹底しよう！
2022.8月	静止物への事故を無くそう！	2023.2月	確認不足による事故を無くそう！
2022.9月	集中力を保とう！	2023.3月	安全確認を徹底しよう！

5. 自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計

2022年度実績

有責重大事故0件 無責重大事故0件 車両故障0件 健康起因0件

車内人身有責事故	0件	車外人身有責事故	0件
車内人身無責事故	0件	車外人身無責事故	0件
車両接触有責事故	0件	車両接触無責事故	0件
健康起因	0件	車両故障	0件

6. 輸送の安全に関する重点施策

◆ 過去の事故データを分析・検証した上で設定しております。

1 安全体制を支える人材育成

■ 安全運転訓練車を用いた運転者研修を行います。

- (1) 適性実技研修 (3年毎)
- (2) フォローアップ研修(運転者選任日より6ヵ月・12ヵ月・24ヵ月・36ヵ月毎)
- (3) 再発防止研修 ※事故惹起者
- (4) 主任スキルアップ研修 ※新設

■ 外部機関等が行う研修に、管理職、運行管理者が積極的に受講します。

- (1) 運輸安全マネジメントセミナー受講
- (2) 運行管理者セミナー受講
- (3) 安全運転講習会受講
- (4) 飲酒運転防止インストラクター取得

■ バスドライバー研修に運転者を積極的に派遣します。

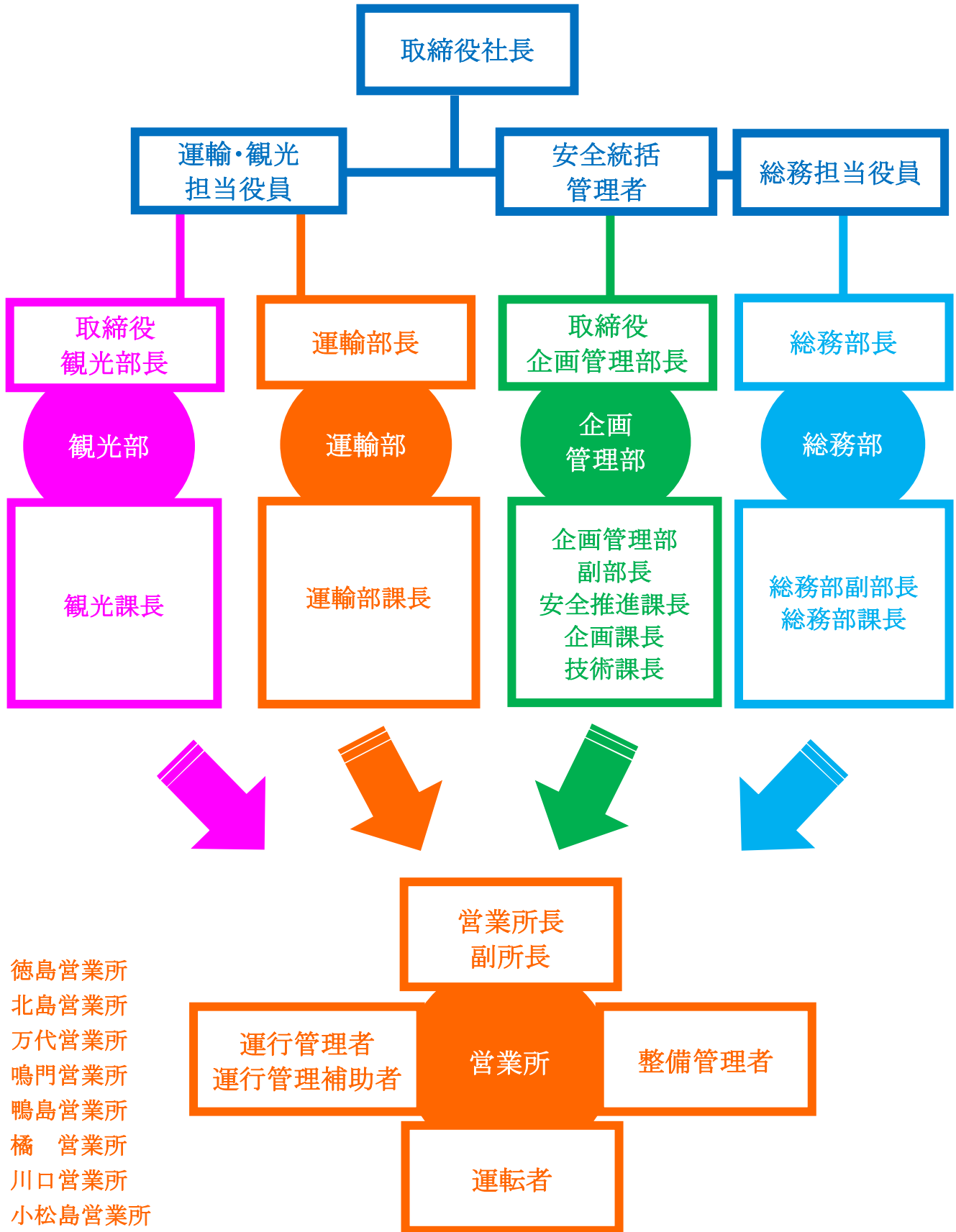
2 輸送の安全を支える投資

■ 衝突防止補助警報装置(モービルアイ)の導入し、ドライバーを支援します。

■ 車外案内装置を導入し、右左折時に周囲に注意喚起を行います。

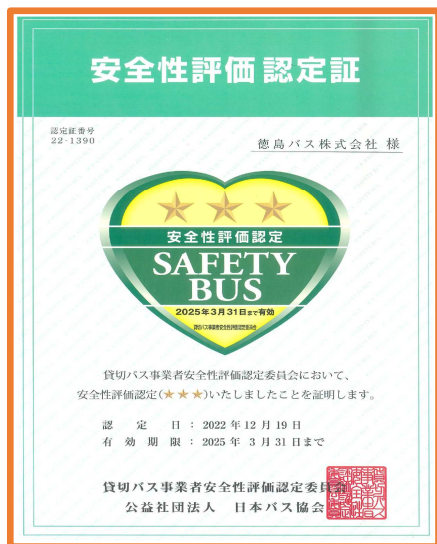
■ 安全運転訓練車にカメラを増設し、教育の幅を増やします。

7. 輸送の安全に関する組織体制



8. 輸送の安全に関する実績

- ◆日本バス協会が実施する『貸切バス安全性評価認定制度』において、『三ツ星』の認定を受けております。また、10年間認定を継続したため、日本バス協会から表彰を受けました。



◆輸送の安全に関する予算実績

(単位:千円)

項目	実績額	内容
健康管理	1,821	脳ドッグ受診33名 睡眠時無呼吸症候群(SAS)検査8名 インフルエンザ予防接種助成212名
教育関係	3,927	事故防止各講習会(安全運転講習会・事故防止集合教育・事故研修会)・運行管理者セミナー82名 安全運転教育機関への運転者派遣8名 適性診断(初任・一般・適齢)48名
車両関係	583,347	新造車両購入13両 車両ボデー・エンジン更新5両
その他	2,545	無事故表彰186名
合計	591,640	

◆ASV技術を搭載した車両を含め、2022年度は新造車両を13両導入しました。



◆事故防止に関する各種研修会を実施しました。



◆運行管理に関する各種研修会を開催しました。

外部講師による講義



◆運転技術向上に関する訓練を実施しました。



雪上訓練



雪上訓練



高速走行訓練



山間走行訓練

◆安全装置の体感研修を実施しました。



◆無事故運転の優良運転者を表彰しました。



9. 輸送の安全に関する内部監査

輸送の安全に関する内部監査を2022年11月1日～2022年11月30日と2023年1月10日～2023年1月20日において現業実施部門に行い、2023年2月3日に経営トップおよび安全統括管理者に対して輸送の安全に関するヒアリングを実施しました。

1 監査目的

経営トップ及び安全統括管理者に対して、それぞれの安全に関する責務についての遂行状況をヒアリングして、全社部門に反映させることを目的としています。また、現業実施部門にも安全に関する監査を実施して、明らかになった課題や問題点に対して原因を究明し、是正処理及び予防措置を取ることで安全管理体制の改善を図ることを目的としています。

2 被監査部門

経営トップ及び安全統括管理者
現業実施部門【 所属営業所(8拠点) 】

3 監査項目

経営トップ及び安全統括管理者に対して、安全に関するヒアリングを実施しました。

現業実施部門に対しては
所属営業所(8拠点) → 前回監査時改善事項のフォローアップ、始業及び終業点呼時におけるアルコール検査が適切に行われているかの確認、運転者台帳や指導記録簿が適切に記載されているかの確認、運転者に対する面談を適宜実施しているかの確認を行いました。なお、営業所長には事故防止等に関する取り組みについて、面談時に工夫している事について、ヒアリングを実施しました。



4 監査結果報告

内部監査チームによって作成されました監査報告書に基づき、2023年2月3日の経営トップ及び安全統括管理者に対してのヒアリング後、クローズングミーティングとして監査リーダーより、重点監査項目についての所見や改善事項についての報告がありました。

また、2023年2月22日に行われました[運輸安全マネジメントレビュー](#)におきましても、各部門の所属長に対して、ヒアリング結果についての報告と、重点監査項目についての所見や改善事項についての報告がありました。

10. 輸送の安全に関する計画

1 経営トップによる職場巡回(四半期毎)

社長が直接現場を訪問し、現場での問題や課題を共有します。

2 安全統括管理者による職場巡回(四半期毎)

安全統括管理者が直接現場を訪問し、現場での問題や課題を共有します。

3 輸送の安全に関する会議体の開催

- 常務会(輸送の安全に関する取り組み報告)……………年12回 月1回
- 経営会議……………年12回 月1回開催
- 連絡会……………年12回 月1回開催
- 営業戦略会議……………年12回 月1回開催
- 安全推進会議……………年12回 月1回開催

4 運転者に対する面談の実施

- ◆ 営業所長による定期面談を行い、健康管理等の把握に努めます。……………半年毎
- ◆ 適性診断受診後に営業所長及び運行管理者による面談を行います。……………随時
- ◆ 事故惹起者について、営業所長及び安全推進課による面談を行います。……………随時
- ◆ 産業カウンセラーによる面談体制を構築しております。……………随時

5 添乗指導の強化・街頭指導の実施

- 添乗強化月間を設定して、添乗による指導を強化いたします。……………四半期毎
- 安全統括管理者・取締役・本社実施部門・現業実施部門によるバスターミナルでの街頭指導を行います。……………月2回実施

6 安全運転訓練車による各種研修

適性診断受診者に対して訓練車による一般適性研修を実施しています。また、キャリアの浅い運転者に対しては、フォローアップ研修を行ってまいります。




7 ドライブレコーダーの活用

- 発生事故についての分析はもとより、様々な機能を活用しての指導に努めます。………随時
- ドライブレコーダー活用強化月間を設定し、必須項目を設けて法令遵守や、お客さまへの車内事故防止に関する注意喚起ができていかなどをチェックいたします。………半年毎

8 ヒヤリハット情報の収集と活用

通年において情報収集に努め、社内会議や研修会において情報共有いたします。また、映像を加工して危険予知トレーニング教材にすることによって、事故防止対策として活用いたします。

所属	北島営業所	氏名	宮本正和
日時	24日(午前)	午後	
体験場所	和歌山県西牟婁郡白浜町182		
現場見取り図	内容		
	<p>北北東上支府の右折車は自由通過のホムル横断線で横断した直後車線に侵入するたため出来しよした瞬間録音が得てて様すむひの間に、このころで急なブレーキを踏んだ。平然の姿は遠くから確認できていなかった。</p>		
ヒヤリの程度	A:すこし B:かなり C:もつた		
区分	A:点検時体験 B:運行時体験 A:自己起因 B:相手起因(相手側・ラフは空車)		
自己起因	スピード超過・無理な追い越し・前方不注意・わき見・一時不停止・信号無視・安全不確認・無謀運転・二輪車の後方確認不足・車庫の不具合(具体的には)		
予想される原因	その他		
相手起因	スピード超過・無理な追い越し・前方不注意・わき見・一時不停止・信号無視・安全不確認・無謀運転・二輪車の後方確認不足・二輪車の飛び出し・歩行者の飛び出し・車内の乗客の行動		
その他	他の乗客の子供の飛び出し		



9 運転技術の向上を図る研修

- ◆運転技術の基礎に特化した研修を行い、レベルアップに努めます。……………随時
- ◆主任運転者研修を行い、指導力のレベルアップを図ります。……………随時
- ◆外部機関の教育(クレフィール湖東等)へ運転者を派遣します。

10 輸送の安全に関する研修会

以下の研修会を開催し、知識向上に努めます。

- 事故防止研修……………四半期毎
- 運行管理者セミナー……………四半期毎
- CS研修……………年1回
- スキーバス研修……………年1回
- ASV・EDSS研修……………年1回
- 高速・山間研修……………年1回
- アルコール基礎知識教育……………年2回
- 初任運転者研修……………新規採用時

11 異常事態発生時の想定訓練

事故や路上故障など、様々な事態で運行不能に陥ったケースを想定し、各講習会で訓練を行っております。また、初任運転者登用時のみきわめ試験でも実施しています。

12 地域社会に向けての活動

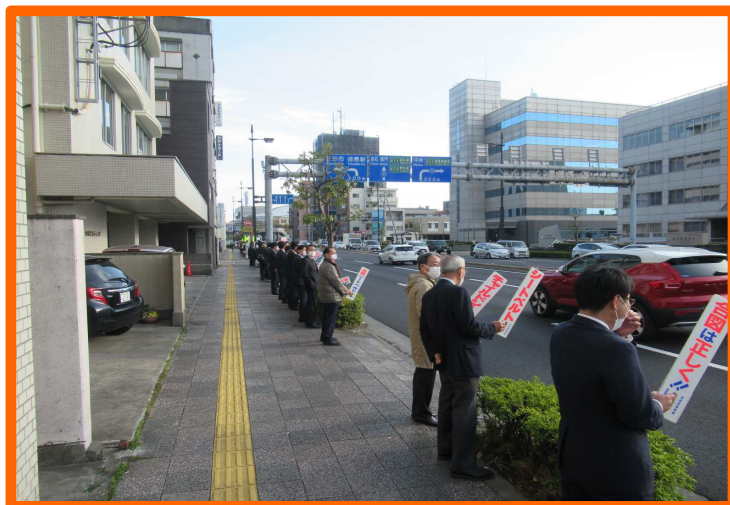
地域の小学校にてバリアフリー教室やバスの乗り方教室を開催し、公共交通への理解を深め普及に努めます。



13 輸送の安全に関する行事への参加

以下の行事に積極的に参加することによって、事故防止に努めます。

- ◆全国交通安全運動(春・秋)
- ◆年末年始安全総点検
- ◆車内事故防止キャンペーン
- ◆踏切事故防止キャンペーン
- ◆飲酒運転防止週間



14 輸送の安全に関する内部監査

2023年度におきましても、現業実施部門に対して年二回以上の輸送の安全に関する内部監査を実施いたします。また、経営トップ及び安全統括管理者に対して年一回以上の輸送の安全に関するヒアリングを実施いたします。

11. 安全管理規程・安全統括管理者

安全管理規程

2007年11月29日制定

2020年6月15日制定

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程(以下「本規定」という。)は、道路運送法(以下「法」という)

第22条及び第22条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規定は、当社の乗合・貸切運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条

1 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、車内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全性については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条

1 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。

二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。

三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。

四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

2 持ち株会社及び傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって、輸送の安全性の向上に努める。

3 下請事業者を利用する場合にあつては、下請事業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。さらに、下請事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、下請事業者の輸送の安全の向上に協力するよう努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条

- 1 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等、必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条

- 1 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。
 - 一 安全統括管理者
 - 二 運行管理者
 - 三 整備管理者
 - 四 その他必要な責任者
- 2 運輸部長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所長を統括し、指導監督を行う。
- 3 営業所長は、運輸部長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所を統括し、指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条

- 1 取締役のうち、運輸規則第47条の5に規定する要件を充たす者の中から安全統括管理者を選任する。
- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき
 - 二 身体の故障、その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者が、その職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。

- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育または研修を行うこと。
- 九 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法 (輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処法を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条

- 1 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。
- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップまたは社内の必要な部局等に速やかに伝達されるよう努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告または届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条

- 1 安全統括管理者は、自らまたは安全統括管理者が指名する者を実施責任者として安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の

安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合、または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他、特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置または予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条

1 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告または前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、もしくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全確保のために必要な改善改善に関する方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。

2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般または必要な事項において、現在よりもさらに高度の安全の確保のために措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条

1 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等の実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年外部に対して公表する。

2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について、国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条

1 本規定は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置または予防措置等を報告し、これを適切に保存する。

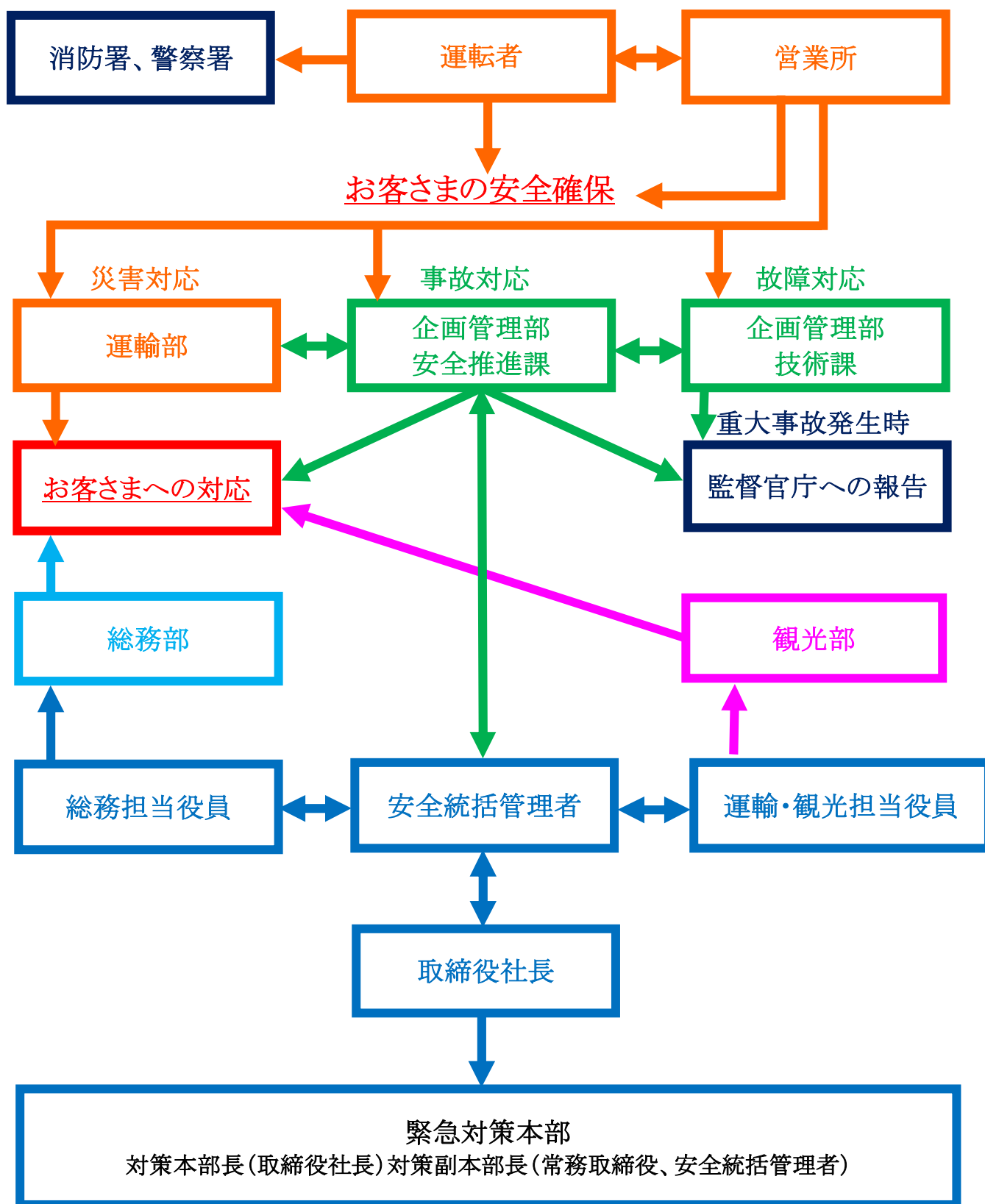
3 前項に掲げる情報、その他の輸送の安全に関する情報及び保存の方法は別に定める。

安全統括管理者

常務取締役 松平 康一 (2023年6月13日選任)

道路運送法第二十二條の二第五項の規定により、安全統括管理者を選任する。
取締役のうち、旅客自動車運送事業事業運輸規則第四十七條の五に規定する要件を充たす者の中から、安全統括管理者を選任しております。

12. 事故、災害等に関する報告連絡体制



事故、災害の状況によって緊急対策本部を設置する。
各部門と連絡を密に取り対応する